



SNP4101

収入保障保険

プレミアム DX

2019 年 4 月



無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）（Z02）
無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）（Z02）



〔募集代理店〕
募集代理店については下記に記載の募集代理店をご覧ください。

※募集代理店は、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権はありません。

〔引受保険会社〕
チューリッヒ生命（チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）
〒164-0001 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 16 階

IP-パ-通 (A1904) 募 327-20190219



2019 年 4 月

通信販売用

毎月の出費に見落と しはありませんか？

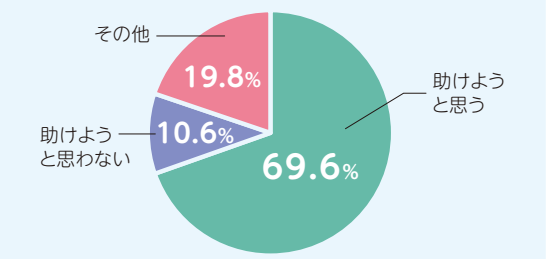


ご近所付き合いって 意外と費用がかかる？

お子さんを通じた地域の方々と知り合うことも多くあり、お土産、お礼返し、お祝いなど様々な場面で費用がかかります。毎年かかる町内会費などは、住んでいる地域で生活していくうえではとても大切なものです。

ご近所内での 助け合いも大切です。

地域で困っている人がいたら助けようと思いませんか？



出典:厚生労働省 平成28年版 厚生労働白書

子育てには 学費だけじゃない？

学校に通うための学費や勉強に必要な参考書だけではなく、給食費や部活の道具代、そして携帯電話代なども必要です。そんな今の時代ならではの費用も考えておく必要があります。

電気代	水道代	ガス代	家賃	食費	教育費	子どもの習い事	携帯電話代	子どもの給食費	消耗品費	ご近所付き合い	参考書	医療費	生活費合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

「もしものとき」＝「収入がなくなる …」

「働けない」＝「収入が減る…」

もしものときには
今までどおりの生活の維持が
難しくなるかもしれません。



公的年金だけでは
今の生活を補えないことも…

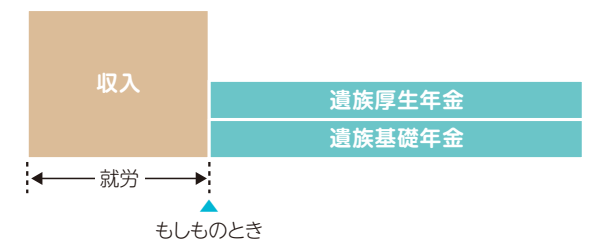
もしものとき

遺されたご家族に「**遺族年金**」が支払われます。

●遺族年金の目安

会社員の世帯		遺族基礎年金＋遺族厚生年金
18歳未満の子 2人 の場合		約 15.1万円
18歳未満の子 1人 の場合		約 13.3万円

●会社員・公務員等のイメージ



出典：遺族年金/日本年金機構ホームページより当社にて算出
※受取額は家族構成や職業により異なります。
・2019年1月時点の年金制度に基づいています。
・子どもは18歳到達年度の末日までの子どもの他に、20歳未満で1級・2級の障害状態にある子どもも含まれます。
・サラリーマン世帯の年金額は、夫の平均標準報酬月額を35万円、加入期間を25年(300ヶ月)として計算しています。
・平成15年4月以降は総報酬制の適用を受けるが、ここでは賞与総額が全月収の30%として計算しています。

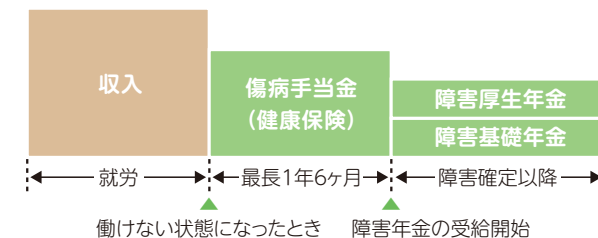
働けない状態になったとき

「**傷病手当金**」や「**障害年金**」が支払われることがあります

●傷病手当金の目安

月々のお給料の**2/3**が
支払われます。

●会社員・公務員等のイメージ



出典：傷病手当金/全国健康保険協会ホームページ(平成29年9月時点)より抜粋

1日当たりの金額：【支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)(支給開始日は、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。)

(※)支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

上記①、②を比べて少ない方の額を使用して計算します。

*上記は税金の支払いを考慮していません。

収入保障保険

プレミアムDX

月々の家計の助けとして準備しておきましょう。

セットで備える幅広い保障 おすすめの2つのコース

年金月額
5万円
コース

保険期間の目安は？

奥様の老齢年金の
受給が始まるまで

たとえば

30歳男性 65歳満了 年金支払保証期間 2年の場合

35歳(ご契約から5年1ヶ月目)で
死亡または高度障害状態になった場合

5万円×12ヶ月×30年

年金受取総額 **1,800万円**

月払保険料 **4,780円**

非喫煙優良体型／全期払 2019年4月2日現在

働けなくなった
ときの保障

就業不能年金



働けない状態になると、月々の医療費の負担
や収入減による生活費の補てんが必要になり
ます。そのようなとき、毎月一定額の年金があ
れば経済的なサポートができるので安心です。

以後の保険料の払込みは必要ありません。

もしもの
ときの保障

収入保障年金
高度障害年金



遺されたご家族が安心して暮らしていける生
活費の補てんとして、お給料のように毎月一
定額受取れる年金があれば、今まで通りの生
活を送るためのサポートになります。

セット

＜イメージ図＞



健康な方は保険料が割引さ れます ※チューリッヒ生命所定の基準によります。

このような方は保険料がおトクになります。

- ✓ たばこを吸わない方
- ✓ 血圧が基準値を満たす方

20歳～49歳
最高血圧129mmHg以下、最低血圧84mmHg以下
50歳～70歳
最高血圧139mmHg以下、最低血圧89mmHg以下

【標準体型】
月払保険料 **6,050円**

約20%割引

【非喫煙優良体型】
月払保険料 **4,780円**

被保険者:30歳男性 年金月額:5万円
保険期間・保険料払込期間:65歳満了
年金支払保証期間:2年間(2019年4月2日現在)

年金月額
10万円
コース

保険期間の目安は？

お子さまが
独立するまで

たとえば

30歳男性 60歳満了 年金支払保証期間 2年の場合

35歳(ご契約から5年1ヶ月目)で
死亡または高度障害状態になった場合

10万円×12ヶ月×25年

年金受取総額 **3,000万円**

月払保険料 **6,450円**

非喫煙優良体型／全期払 2019年4月2日現在

健康状態で保険料が安くなるチャンス!! くわしくは別紙:月払保険料表をご覧ください。

保障額と期間はニーズに合わせて、お選びいただけます。

働けなくなったとき

就業不能年金・就業不能状態保険料払込免除

年金月額

毎月一定額の年金を受取れます。

もしものとき

収入保障年金・高度障害年金

年金月額



年金月額

5万円～ (1万円単位)

※「5万円」または「収入保障年金月額の50%」のいずれか高い額～

契約日の就業不能年金月額×12ヶ月×保険期間(年)が、主契約の契約日の収入保障年金総額以下(最高1億円)



年金月額

5万円～ (1万円単位)

契約日の収入保障年金月額×12ヶ月×保険期間(年)が1億円まで

保険期間

必要な保険期間を選べます。

保険期間

55歳満了

契約可能年齢
20歳～45歳

60歳満了

契約可能年齢
20歳～50歳

65歳満了

契約可能年齢
20歳～55歳

70歳満了

契約可能年齢
20歳～60歳

75歳満了

契約可能年齢
20歳～65歳

80歳満了

契約可能年齢
20歳～70歳

85歳満了

契約可能年齢
20歳～70歳

90歳満了

契約可能年齢
20歳～70歳

保証期間

年金のお支払いには保証期間があります。

保証期間

生存支払保証期間

年金支払保証期間と同じです。

年金支払保証期間

保険期間満了近くに働けない状態になったり万一のことがあつたりした場合、保証期間にわたって年金をお支払いします。

1年・2年・5年・10年から選べます。 ※10年は全期払のみ

働けなくなったときとは

●就業不能年金のお支払事由

①悪性新生物 ②急性心筋梗塞
③脳卒中 ④肝硬変 ⑤慢性腎不全

所定の就業不能状態が
60日をこえて継続した場合

所定の就業不能状態とは…

上記①～⑤の5疾病の治療を目的として、入院をされている状態、または5疾病により、医師の指示を受けて、軽い家事*1および必要最小限の外出*2を除き、自宅等で、治療に専念している状態をいいます。なお、軽労働または座業*3ができる場合は、自宅等で、治療に専念しているとはいいません。

*1 簡単な炊事や衣類程度の洗濯等のことをいいます。
*2 医療機関への通院等のことをいいます。
*3 軽労働とは梱包(こんぼう)、検品等の作業のことをいい、座業とは事務等のことをいいます。これらには短時間のものを含みます。

不慮の事故による傷害を
原因として

所定の身体障害状態に
該当した場合

所定の身体障害状態とは…

①1眼の視力を全く永久に失ったもの
②両耳の聴力を全く永久に失ったもの
③1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
④1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
⑤10手指の用を全く永久に失ったもの
⑥1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
⑦10足指を失ったもの
⑧脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

統合失調症、
摂食障害などの

所定のストレス性疾病に
よる入院が60日をこえて継続した場合

所定のストレス性疾病とは…

以下の疾病をいいます。
ただし、以下に示す疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。したがって、他覚所見のないものは除きます。
●統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害 ●気分[感情]障害 ●神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害 ●摂食障害 ●非器質性睡眠障害 ●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●潰瘍性大腸炎 ●過敏性腸症候群 ●更年期障害

●2つのポイント

ポイント
1

一度就業不能年金のお支払事由に該当すると、
状態の継続確認などはなく、保険期間満了まで、毎月必ず年金を受取れます。
※就業不能年金受取中に、収入保障年金・高度障害年金のお支払事由に該当した場合、就業不能年金は終了し、収入保障年金・高度障害年金のお受取りが開始します。

ポイント
2

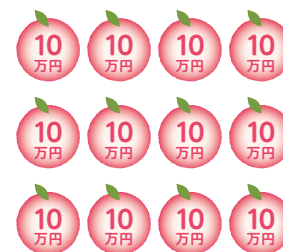
上記のお支払事由に該当すると、
以後の保険料の
払込みは免除され、
保障は継続します。

収入保障年金のお受取例 (お受取方法は3つから選べます)

35歳男性、年金月額:10万円、保険期間・保険料払込期間:60歳満了、50歳(15年1ヶ月目)で亡くなられた場合(2019年4月2日現在)

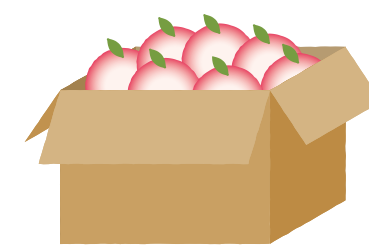
①年金受取

年金受取総額
12,000,000円
(10万円×12ヶ月×10年)



②一時金受取

一時金*4
11,824,170円



③一部一括受取

受取総額 11,912,085円
年金*5(5万円×12ヶ月×10年=600万円)



一時金*4 5,912,085円



*4 一時金として受取る場合は、年金月額に所定の係数を乗じた額となり、年金月額を毎月受取る場合の総額より少ない金額となることがあります。
*5 年金額が5万円を下回るような一部一括受取りはお取り扱いできません。

●余命6ヶ月以内と判断された場合、年金の一部をお受取りいただけます。[リビング・ニーズ特約]

お申込方法について

非喫煙優良体型・標準体型については、別紙：月払保険料表にてご確認ください。

非喫煙優良体型の場合

1「契約申込書」「告知書」に必要事項をご記入ください。

2告知日から過去1年6ヶ月以内かつ最新の「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」のコピーを全ページご用意ください*。

健康診断結果

この写しは、原本と相違ありません。スミス太郎 合計〇枚

コピーの余白に「この写しは、原本と相違ありません。〇〇〇(被保険者様のお名前【自署】)」と、ご記入ください。

コピーが複数枚になる場合は、合計枚数も合わせてご記入ください。

*過去1年6ヶ月以内に「健康診断」「人間ドック」を受診されていない場合、または、「健康診断結果」「人間ドックの検査結果」を紛失された場合はお問合せください。

3 1 2 でご用意いただいた書類をご提出ください。

4 対面にて喫煙に関する簡単な検査*をさせていただきます。

※ 唾液によるコチニン検査(コチニン含有量テスト)を行っていただくことがあります。コチニンとはニコチンが人間の代謝によって変化し、体内に残留したものです。

※告知内容やご提出いただいた「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」の内容によっては、他の型に変更いただく場合やお引受けできない場合がございます。

ご確認事項 収入保障年金の受給に関する税務について

契約形態別税務

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時☆	
契約者と被保険者が同一の場合	年金受給権についての税法上の評価額(本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額)に対して相続税の課税対象となります。※1	相続税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税*の課税対象となります。※3	一括受取額に対して相続税の課税対象となります。※5
受取人が契約者自身の場合		雑所得として所得税*の課税対象となります。※4	一時所得として所得税*の課税対象となります。※6
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額(本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額)に対して贈与税の課税対象となります。※2	贈与税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税*の課税対象となります。※3	一括受取額に対して贈与税の課税対象となります。※5

*所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。

※1 相続税法第3条、第24条 ※3 所得税法施行令第185条

※2 相続税法第5条、第24条 ※4 所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1 ※6 所得税法施行令第183条2、所得税基本通達34-1

☆毎回の年金受給時にお受取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が年金月額より少なくなる場合があります。

より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページ【http://www.nta.go.jp】をご参照いただくか、税務署または税理士等の専門家にお問合せください。

(2019年1月現在の税制によります)

※今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

標準体型の場合

1「契約申込書」「告知書」に必要事項をご記入ください。

※年金受取総額が以下の範囲を超えた場合は【健康診断書抜】となります。

左記② 非喫煙優良体型 の書類をご用意ください。

契約年齢が満20歳～満39歳

年金受取総額
〈年金月額×12ヶ月×保険期間(年)〉が3,000万円まで

契約年齢が満40歳～満60歳

年金受取総額
〈年金月額×12ヶ月×保険期間(年)〉が1,200万円まで

契約年齢が満61歳～満70歳

年金受取総額
〈年金月額×12ヶ月×保険期間(年)〉が1,000万円まで

2 1 でご用意いただいた書類をご提出ください。

⚠必ずご確認ください。

お申込みの際には、ご契約についての大切な事項および保障内容の詳細などについて記載された別紙の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

※「ご契約のしおり・約款」もご一読ください。

お申込みの前にご確認ください事項

正式名称	無解約払戻金型収入保障保険(非喫煙優良体型)(Z02) 無解約払戻金型収入保障保険(標準体型)(Z02)
保険期間	55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳 または90歳まで
保険料払込期間	55歳払済・60歳払済・65歳払済・70歳払済、全期払
保険料払込方法	月払／年払のいずれか
契約年齢	満20歳～満70歳まで
年金支払保証期間	1年、2年、5年、10年(全期払のみ)

※保険料払込期間は被保険者の契約年齢から10年以上が必要です。
■このパンフレットに記載の保険料および保障内容は2019年4月2日現在のものです。

お申込みに際してご確認くださいこと

・告知内容やご提出いただいた「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」の内容によってはご希望の型(保険料率)でお引受けできない場合があります。

【標準体型の場合】

・「標準体型」の保険料は「非喫煙優良体型」の保険料に比べ割高になります。

・「標準体型」でお申込みいただいた場合でも、過去1年以内に喫煙しておらず、過去1年6ヶ月以内かつ最新の「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」に記載の血圧値が当社基準の範囲内(20歳～49歳:最高血圧129mmHg以下、最低血圧84mmHg以下、50歳～70歳:最高血圧139mmHg以下、最低血圧89mmHg以下)の場合は、「非喫煙優良体型」の保険料率でお引受けできる場合があります。

ご用意いただきたい書類について

【非喫煙優良体型、標準体型(健康診断書抜)の場合】

この保険にお申込みいただく際には、『健康診断結果(過去1年6ヶ月以内かつ最新のもの)』または『人間ドックの検査結果(過去1年6ヶ月以内かつ最新のもの)』のコピーを提出いただく必要がありますので、あらかじめお手元にご用意ください。

喫煙に関する検査について

【非喫煙優良体型の場合のみ】

「非喫煙優良体型」にお申込みを希望されたお客様については、お申込時の審査のひとつとして、コチニン検査(唾液によるコチニン検査(コチニン含有量テスト))をさせていただきます。所定の検査期間内で検査を行っていただけなかった場合は、お申込みをキャンセルさせていただく場合がありますのでご注意ください。

告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についてお尋ねいたします。ご契約者様や被保険者様には、健康状態などについて事実をありのままに告知していただく義務があります。告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約または特約が解除されたり、給付金をお支払いできないことがあります。

チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループは、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループです。スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、およそ53,000人の従業員を有し、世界210以上の国と地域で、個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人およびグローバル企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社(銘柄コード:ZURN)はスイス証券取引所に上場しており、米国においては、米国預託証券プログラム(銘柄コード:ZURVY)のレベル1に分類され、OTCQXにて店頭取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。(2018年2月28日現在)

グループ概要

(2018年2月28日発表)

設立
1872年
最高経営責任者
マリオ・グレコ
従業員数
グループ総数約53,000人
収入保険料
約491億USD(2017年)
事業利益
約38億USD(2017年)
総資産
約4,221億USD(2017年)
本社所在地
スイス連邦チューリッヒ市
サービス提供網
世界210以上の国と地域
インターネット・ホームページ
www.zurich.com

会社概要

(2019年4月現在)

社名
チューリッヒ生命
(チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)
所在地
東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス16階
ホームページ
www.zurichlife.co.jp

保険料の払込免除について

この保険契約では、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したときは、会社は将来の保険料のお払込みを免除します。なお、疾病により所定の身体障害状態になっても保険料払込免除事由には該当いたしません。

お申込み・ご契約いただけない場合

以下①～⑥の場合は、お申込みをお断りするか、もしくはご契約内容に条件を付加させていただく場合や、保障額等を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

①病気やケガで治療をされている場合、あるいは検査、治療を勧められている場合。

②病気やケガの経過観察のため、定期的に医師などの診察を受けられている場合。

③過去の健康診断などの結果で、異常を指摘されたことがある場合。

④過去の病気やケガ(既往症)の内容が、当社引受基準の範囲外である場合。

⑤危険なお仕事に従事されている場合。

⑥その他の身体の状況、あるいはお仕事の内容や他の生命保険へのご加入状況などによって、ご契約のお引受けが困難と判断される場合。

クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

お申込みされた日、またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日の、いずれか遅い日からその日を含めて31日以内(その日の消印有効)であれば、書面によりお申込みを撤回またはご契約を解除することができるクーリング・オフの制度があります。詳しくは「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

生命保険募集人について

チューリッヒ生命の生命保険募集人は、お客様とチューリッヒ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対してチューリッヒ生命が承諾したときに有効に成立します。(ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合も同様となります。)

なお、生命保険募集人の権限などに関する照会先は下記のとおりです。

【お客様相談部 フリーダイヤル 0120-860-129】
(受付時間/午前9時～午後5時 ※年末年始および土日祝を除く)

解約払戻金について

この保険は、つぎのとおり解約払戻金を抑制する仕組みで保険料を計算しています。

【主契約】①保険料払込期間中解約払戻金はありません。

②保険料払込期間経過後かつ保険契約の全ての保険料の払込終了後解約払戻金をお支払いします。

【特約】解約払戻金はありません。

配当金について

この保険契約に配当金はありません。